静岡県労働金庫

インターネットバンキングにおける投資信託の解約指定方法の追加に係るご案内

平素は〈ろうきん〉に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、インターネットバンキング(ろうきんダイレクト)による投資信託の解約 指定方法について、口数の指定による一部解約または全部解約より選択いただいておりますが、 より利便性を高めるため、金額の指定による一部解約を追加いたします。

つきましては、下記のとおりご案内しますので、ご活用ください。

なお、ご不明な点等がごさいましたら、下記のお問合せ先までご連絡いただきますようお願い いたします。

記

1. 変更内容

インターネットバンキングにおいて投資信託の一部解約をお申込みする場合は、解約する口数の指定または金額の指定が可能になります。

なお、金額指定解約時に指定できる解約金額は、インターネットバンキングの解約申込画面に表示される「解約可能金額」までの金額となります。

また、次の場合には、金額を指定した場合でも全部解約として約定しますので、ご留意ください。

- ・注文約定日における基準価額が基準日における基準価額より下落し、指定した解約金額が注文約定日時点の評価額の90%を超過した場合。
- ・代金計算日における基準価額が基準日における基準価額より下落し、指定した解約金額 が代金計算日時点の評価額を超過した場合。

2. 変更日

2025年10月20日(月) 午前6時

3. お問合せ先

静岡県労働金庫

ダイレクトヘルプデスク:0120-189-609

【受付時間:9時~17時(土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)】

※投資信託に関するお問合せは、"3"と"井"を押してください。

以上